

『森林(もり)を守り育てる若い力を募集します』

美作市企業(団体)研修型地域おこし協力隊募集要項 (受入れ団体:美作東備森林組合)

1 募集の目的

美作東備森林組合は、昭和17年4月24日に設立され、合併等により現在の6市町村を管轄する組織となり、本所を美作市江見に置いています。

当組合は、山林所有者が、所有する山林で利益を増進し、森林の保続培養及び森林の生産力の増進を図るために出資してできた団体です。

戦後植林された人工林(スギ、ヒノキ)は伐採の適齢期を迎えております。また広葉樹林も放置されてきていて手入れがなされないままの状態となっています。

一方、地球温暖化で自然災害が多発するようになりカーボンニュートラルが叫ばれています。地球環境を守って行くには7割を占める森林を守り育てなければなりません。そんな仕事をしているのが私たち森林組合や林業事業者です。

しかし、期待に応えられるだけの林業従事者が不足しています。この現状を少しでも理解いただき、自然と関わるきつい仕事ですが、やり甲斐のある仕事ですので是非体験してみてください。地域おこし協力隊員に期待することは森林整備のための計画策定やチェーンソーを使っての木の伐採作業など体験もして貰いたいと思っています。もちろん基礎知識習得のための各種講習会等にも参加して貰います。整備が終わった山を見ると達成感で感動ものです。

3年間でやり甲斐を感じて貰えたなら、引き続き当組合職員としてともに働いて貰えることを期待しています。

美作東備森林組合 HP : <https://mimashin.sakura.ne.jp>

【美作東備森林組合の魅力】

- ・平均年齢が若いので若い人は飛び込みやすい。
- ・人数が少ない分、責任もあるが担当を任せてもらえるのでやり甲斐がもてる。
- ・自由な社風で、自分のやりたいこと、新しい事業にどんどん挑戦できます。
- ・現場測量など相互に協力し合っている。

2 募集人数

1名

3 活動内容 (所属先:美作東備森林組合本所)

○森林整備のための森林経営計画策定

調査、交渉、山林測量、現場管理等や補助金申請などの事務

○伐採作業など現場体験

技術習得のための各種講習会や作業体験

【活動の詳細】

- 森林経営計画策定
- 計画策定のための机上調査と現地調査
- 山林所有者との交渉
- 計画策定と実績確認のための山林測量
- 諸手続き等のための事務作業
- 現場作業体験
- 作業体験のための各種講習会参加
- 基礎知識習得のための研修参加

＜1日の稼働スケジュール例＞

※業務は繁忙期や閑散期等により発生する業務は月々等の状況で異なる為、下記はあくまで通常期の一例となります。

◆通常期：月～金(土日祝日休暇)

8:30 出勤・社内チーム打合せ

9:00 計画策定のための机上調査

10:00 現地調査(測量等)

12:00 休憩

13:00 現地調査

15:00 調査情報の整理と報告

17:15 退勤

4 配置の形態

(1)身分等

地域おこし協力隊(以下、隊員)と受入れ団体との円滑かつ柔軟な連携を推進するため、市と隊員個人との業務委託契約の締結により、隊員として委嘱されます。雇用契約ではありません。

(2)委嘱期間

委嘱期間は、初年度は令和7年4月1日以降の委嘱開始日から令和8年3月31日までとします。ただし、委嘱の日から起算して3年を限度に延長できるものとし、活動状況や成果等を勘案し、年度ごとに協議の上、決定します。

※委嘱開始日は相談に応じます(開始日は月の初日から)。

※美作市地域おこし協力隊として、市から委嘱状が交付されます。

5 団体が求める人材

【必要な経験・スキル】

- PCが使えること(Excel、Word 等)

情報整理等の事務作業に必要

【歓迎するスキル】

- 重機操作の有資格者
- 山林作業経験者または講習受講者

【求める人物像】

- 自然環境に問題意識を持っている人
- 体力に自信があり、意欲的な人
- 明朗、活発で協調性のある人
- 山や木が好きな人
- Y,Z 世代であれば40代前半までの人

【資格】

- 普通自動車運転免許(必須)

6 募集対象(条件)

次の(1)から(16)すべてに該当する方

- (1) 応募時点で大学又は専門学校等の教育機関に在学中の場合は、配置予定日までに卒業見込みであるなど、協力隊員としての配置及び活動に支障の無い方。
- (2) 応募時点において(委嘱時点においても)3大都市圏をはじめとする都市地域等(過疎、山村、離島、半島等の条件不利益地域に該当しない市町村)に在住の方で、委嘱決定後に生活の本拠を美作市の客観的居住の実態がある住居へ移し、住民票を美作市へ異動することができる方(地域要件についての詳細は、総務省の地域おこし協力隊員の要件に準じます。応募時点において(委嘱時点においても)美作市に定住、又は本拠がある方は対象となりません。なお、美作市は「3大都市圏外の全部条件不利地域」に該当します。)
- (3) 活動期間終了後も、美作市に定住し、又は就業・起業しようとする意欲を持っている方
- (4) 地域住民とのコミュニケーションが図れ、地域おこし活動に意欲のある方
- (5) 普通自動車運転免許を有する方
- (6) 一般的なパソコン等が使用でき、ワード・エクセル・SNS 等を活用できる方
- (7) 受入れ団体の代表者や役員及び活動拠点の事業所を管理する者の3親等以内の親族でない方。
- (8) 心身ともに健康で、市及び地域住民等と協力しながら業務に取り組むことができる方
※採用決定後、必要に応じて健康診断書等の提出を求めます。
- (9) 土日及び祝日の行事参加や夜間の会議など、不規則な勤務に対応できる方
- (10) 美作市の条例及び規則等その他関係法令を遵守し、職務命令等に従うことができる方
- (11) 勤怠管理や物品の管理を適切に行う事ができる方
- (12) 地方公務員法第 16 条(欠格条項)に該当しない方
- (13) 美作市暴力団排除条例(平成 23 年美作市条例第 22 号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等でない方。
- (14) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団

の維持、運営に協力し、もしくは関与していない方

(15) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していない方

(16) 法令順守上の訴訟や問題を抱えていない方

7 活動条件

(1) 活動日数及び活動時間等

1日7時間30分程度、1月あたり20日間(150時間程度を想定)の活動を基本とする。(活動内容や活動日、活動時間等については、受入れ団体の活動拠点で行う活動のほか、協力隊自身の希望により実施する活動に配慮し、隊員と受入れ団体の調整により変動します)。

(2) 活動場所 岡山県美作市内

(3) 所属団体 美作東備森林組合

(4) 休日については、土曜日、日曜日、祝日、お盆、年末年始とし、休日に活動した場合は振替(代休)することを原則とします。(作業員は別途カレンダー)

(5) その他の活動条件は受入団体と協議して決定します。現場作業員として活動するときは1日7時間とする。

8 待遇及び福利厚生

(1) 業務委託料 月額上限 266,600 円(予定)

※金額は令和7年度に改正予定の額です。

※賞与、通勤手当等はありません。

※副業の取扱い

美作市が委託する業務に支障がない範囲内で、受入れ団体の合意のもと、副業を行うことも可能です。

(2) 加入保険等

隊員個人で国民年金、国民健康保険に加入するものとします(各保険料は全額自己負担)。傷害保険及び賠償責任保険には個人で加入し、保険料は予算の範囲で市が負担します(傷害保険及び賠償責任保険の加入は原則とします。予算の範囲で実費を市が負担します)。

(3) 住居

美作東備森林組合で空き家や賃貸住宅等を斡旋します。住居借上げによる家賃は予算の範囲で市が負担します。

(4) 活動車両

燃料費、車両リース料を予算の範囲で市が負担します。活動車両は、必要に応じて隊員個人で準備し、その車両にかかる経費の一部を市が負担します。(車両については相談に応じます。)

(5) 起業や事業承継に必要な経費

美作市地域おこし協力隊起業・事業承継支援補助金交付要綱に基づき、一定期間の活動を修了した隊員の方を対象に、要綱に定める起業や事業承継を行う場合に、100万円を上限として補助

金を交付します。美作市地域おこし協力隊起業・事業承継支援補助金交付要綱に基づき助成します(上限 100 万円)。

(6)活動費

協力隊員の活動に係る経費は、活動補助金として年額上限 200 万円の範囲内で協力隊員個人へ支給します。(上限額には、市が直接経費を負担するものを含みます。対象経費は地域協力活動に必要な経費として市が認めたものに限ります。)。詳細は、国の財政支援額や市の予算措置、制度改正等により変更する場合があります。)

① 住居借上料

協力隊員の個人契約のものに限ります(上限額 35,000 円／月)

※転居にかかる費用、生活備品、敷金・礼金、共益費、光熱水費、個人の生活に係るの等は個人負担。

② 活動車両借上料

活動専用車両の借上料:上限額 20,000 円／月。

※自家用車を利用する場合:走行距離 23 円／km

③ 活動用事務機器借上料

活動専用のパソコン、プリンターの借上に要する経費(月額 5,000 円)

④ 報償費等

外部アドバイザーの招へいに要する講師等謝金、調査・研究等に係る謝金等の経費

⑤ 活動旅費

出張等の交通費、通行料金、宿泊費等

⑥ 保険への加入経費

傷害保険、損害賠償保険等への加入費

⑦ 需用費

消耗品・作業道具・図書・材料費等、チラシ・ポスター・資料等の印刷製本費、コピー代、燃料費、修繕費等。修繕費については、活動拠点・住居・機器等の修繕に要する経費を支給としますが、利用後に必要となった現状復旧を原則とし、1 件あたり概ね 10 万円未満のものを対象とします。

⑧ 役務費

郵便料、通信運搬に係る経費、各種手数料等

⑨ 委託料

地域おこしに資する取組みに係る委託料、コーディネートを要する事業に係る委託費等

⑩ 使用料及び賃借料

会場使用料、各種機械器具等の使用料等

⑪ 原材料費

資材購入費等

⑫ 備品購入費

レンタルやリース等での対応を基本とします。

⑬ その他の経費

市との協議により活動の実施に必要と認められた経費

9 活動支援体制

(1) 活動サポート

受入れ団体である美作東備森林組合が、隊員の活動を全面的にサポートします。日常的な活動相談をはじめ、協力隊としてのキャリアをどのように積んでいくのか等、地域おこし協力隊としての活動全般のサポートを丁寧に行います。

(2) 生活サポート

受入れ団体である美作東備森林組合が、生活・住まいに関すること、地域文化の共有、地域コミュニティとのつながり等、隊員が安心して美作市で暮らすことができるよう日常的なサポートを行います。

10 応募手続き等

(1) 提出書類

- ア 美作市地域おこし協力隊応募申請書 1部
- イ エントリーシート 1部
- ウ 住民票の抄本の写し 1部
- エ 普通自動車運転免許証の写し 1部

(2) 提出方法

提出書類を直接持参、または郵送ください。

(3) 募集期間

令和7年3月4日(火)から令和8年2月28日(土)

なお、応募状況により、募集期限前に終了させていただく場合があります。

(4) 募集申込み・活動内容の問合せ先(美作東備森林組合)

〒709-4234 岡山県美作市江見 945 番地

担当:小林昭文

TEL:0868-75-4100

FAX:0868-75-4101

E-mail:m.shinkumi-senmu@tiara.ocn.ne.jp(半角)

(5) 地域おこし協力隊制度に関する問合せ先

〒707-8501 岡山県美作市美来1番地

美作市 政策推進部 総合政策課 (担当 井上、青山)

TEL: 0868-72-6631

FAX: 0868-72-6367

E-mail: seisaku@city.mimasaka.lg.jp (半角)

※募集に関する問い合わせは、メール又はFAX でお願ひします。

※質問に対する回答は、メール又はFAX で回答しますが、必要に応じて担当者より電話にて連絡することがあります。

11 選考方法

(1) 選考審査

書類審査と面接とし、指定する日から順次行いますが、面接試験の詳細については、提出書類受付後、別途お知らせいたします。なお、選考審査に要する交通費等は個人負担となります。

(2) 選考プロセス

① 1次審査(美作東備森林組合)

受入れ団体において面接等を実施し、応募者の中から協力隊員候補者を1名選定します。1次審査の結果は、団体の審査結果を元に、美作市から通知します。

② 最終審査(美作市役所)

美作東備森林組合 責任者、協力隊員候補者、美作市企画情報課の3者で面接を実施します。

(3) その他

ア 応募人数の多少に関わらず、採用基準を満たす応募者がいない場合は、採用しない場合もあります。

イ 選考の経過や結果についての問い合わせには応じられませんので、予めご了承ください。

12 その他

ア 市と雇用契約を締結しないことから雇用保険には加入しません。

イ 活動に使用する自動車、携帯電話はご自身でご用意いただきます。

ウ 提出された応募書類は原則返却しません。

エ 活動費について、協力隊活動に必要な経費として市が認めたものについては、予算の範囲内で市が負担し協力隊員へ支給します。

オ 美作市が委託する業務に支障がない範囲内で、受入れ団体の合意のもと、副業を行うことも可能です。

カ 申請内容に虚偽の事項があった場合又は重大な違反があった場合、不適切な事由があると市が認めた場合には、委嘱を取り消す場合があります。

キ 本募集要項は、国の財政支援額や市の予算措置、制度改正等により内容が変更される場合があります。

13 関係例規等

- ・美作市地域おこし協力隊規則(令和6年美作市規則第14号)
- ・美作市地域おこし協力隊に関する取扱要綱(令和6年美作市告示第53号)
- ・美作市地域おこし協力隊活動補助金交付要綱(令和6年美作市告示第45号)
- ・美作市地域おこし協力隊起業・事業承継支援補助金交付要綱(平成31年3月26日告示第28号)